

不正行為者の処分について

本研究科では『成績評価手段および論文等における不正行為等に関する規程』に基づき、学生が、規程に違反し、または学生の本分に反する行為があった時は、懲戒処分（訓告・停学・退学）に付すことがあります。なお、停学処分に伴う具体的な措置は以下のとおりです。

停学処分に伴う措置について

- (1) 学生証の所属箇所での保管
 - (2) 登校の禁止（オンライン講義を含む受講、研究活動等は禁止となる）
 - (3) 課外活動および体育各部の活動の禁止
 - (4) 早稲田大学の諸施設（図書館、学生会館等）の利用禁止
 - (5) 停学期間中の科目登録の禁止
 - (6) 学内奨学金の一部または全額返還。ただし、日本学生支援機構奨学金や民間財団等の奨学金は、日本学生支援機構や当該財団等の定めによる。
- ※「訓告」「退学」の場合にも、給付済の奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。